

ID: 254

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第24条第1項及び第25条第1項		
例規番号	平成5年条例第9号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第24条及び第25条の規定による。 (手数料)</p> <p>第24条 排水設備等の新設等を行おうとする者は、次の各号の区分により当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 排水設備計画 第6条第1項の規定による申請1件につき 確認手数料 500円 (2) 排水設備検査 第8条第1項の規定による申請1件につき 手数料 500円</p> <p>2 前項第1号の手数料は、第6条第1項の規定による申請の際、前項第2号の手数料は、第8条第1項の規定による届出の際納入しなければならない。</p> <p>第25条 第7条に基づいて、規程で定める指定工事店の指定を受けようとする者は、次の区分により当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 新たに指定工事店の指定を受けるとき 1件につき10,000円 (2) 継続して指定工事店の指定を受けるとき 1件につき10,000円</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際それぞれ納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日